

【解説】屋根ふき材に対する強風対策（令和4年1月1日施行）

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の告示が改正され、令和4年1月1日より、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した「ガイドライン工法」が建築基準法の告示基準として位置付けられ、新築時の全ての建築物に義務付けられます。以下に、改正告示の概要をご説明いたします。

改正告示 1.

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和46年建設省告示第109号）

＜改正概要＞

- 瓦屋根は、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」※1に準拠した緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふく必要があります。
- ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りではありません。

※1 発行：（社）全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会

緊結箇所		全ての瓦
緊結方法	軒、けらば	3本のくぎ等（くぎ*又はねじ）で緊結
	むね	ねじで緊結
	平部	くぎ等で緊結
耐久性		屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること

* 容易に抜け出ないように加工したものに限る。



- また、完了・中間検査申請書の第四面に、設計図書との照合内容等を記載する必要があることにご留意下さい。

＜参考資料＞

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/S46-109.pdf>

改正告示 2.

建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件 (平成17年国土交通省告示第566号)

<改正概要>

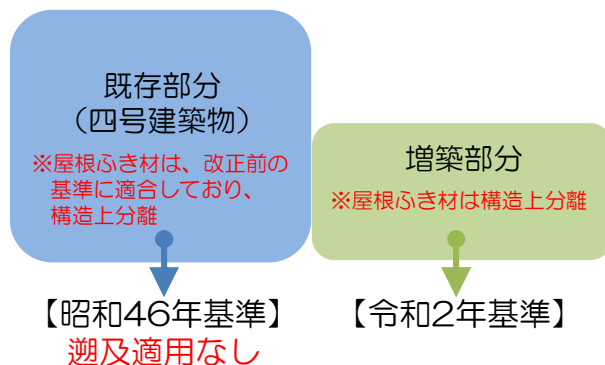
- 今回の改正により、昭和46年建設省告示第109号に不適合となる瓦屋根を有する建築物は、建築基準法上既存不適格建築物となり、ただちに新基準適合を求められることはありません。
- 今回の改正で既存不適格となった建築物を増改築する場合、増改築部分以外の既存部分へは、新基準を基本的に遡及適用しない扱いとなりました。
- 増築部分の屋根ふき材を構造上分離すれば、既存部分には新基準が適用されません。

※一般的に建築基準法の既存不適格建築物は増改築などを行う際にその時点の最新の基準への適合が求められます。

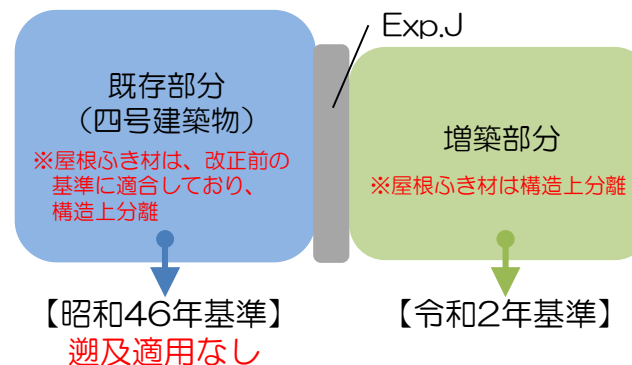
増改築時の取り扱いの例

建築基準法施行令第137条の2第一号及び第二号、平成17年国土交通省告示第566号第1から第3

1/20超1/2以下増築



1/2超増築



<参考資料>

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/H17-566.pdf>

改正告示 3.

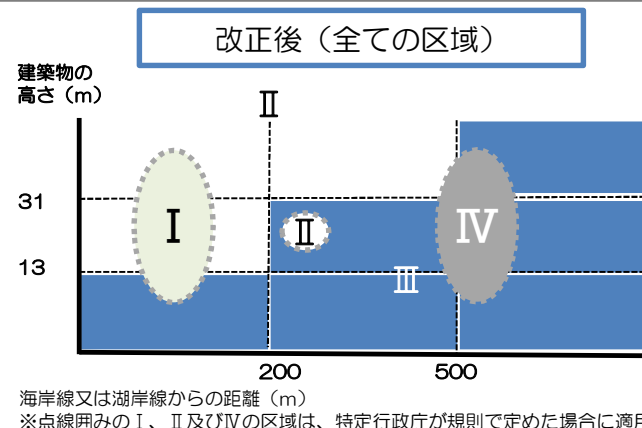
Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件 (平成12年建設省告示第1454号)

<改正概要>

- ・都市計画区域内外で異なっていた
地表面粗度区分の考え方が統一されました。
- ・都市計画区域内外に関わらず、
特定行政庁が規則で地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ
及びⅣの区域を定めることが可能とされました。

<参考資料>

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/H12-1454.pdf>



【お知らせ】 GBRC業務説明会のご案内

「令和2年4月施行の防火・避難関連規定について」どのように改正されたのか、解説します。

- ・防火・避難関連規定の概要
- ・新しく制定された区画避難安全検証法の紹介
- ・確認申請書記入の要点（押印廃止を受けて）

■実施方法： **オンデマンド方式**で実施準備中です。
詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

■参加費：**無料**



【編集後記】

新年あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。コロナの波が収まる様子が無く、「withコロナ」の新年を迎えました。本年は、建築確認検査課として、業務説明会を開催予定しており、オンデマンド方式での実施に向けて準備しています。奮ってご参加いただければ幸いです。皆様とも、引き続き健康に留意の上、よい一年にしていきたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

私事で大変恐縮ですが、一身上の都合により3月31日を持って、(一財)日本建築総合試験所を退所することになりました。少し早めのご挨拶となりますが、在職中は、確認申請等の業務において大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。これまでの学びを踏まえ、今後は新しいことにも挑戦していく所存であります。本来であれば直接お伺いしてご挨拶をすべきところですが、本稿でのご挨拶となりましたことお詫び申し上げます。(中川 勝太)

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター
建築確認検査課 担当：武平・川上
TEL：06(6966)7565
FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp